

令和3年度版

信用保証制度・経営支援の ご案内

当協会WEB

最新情報や経営に役立つ情報はこちら!

 LINE
公式アカウント

 保証協会
ホームページ



中小企業の経営安定と繁栄を
支援するベストパートナー!



© 光プロダクション



一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

ニーズ別保証制度チャート

中小企業者の皆さまの様々な目的に応じた制度をご用意しております。
※制度名の青色は協会制度、黒色は県制度、赤色は鹿児島市制度です。

長期で大口の事業資金が必要	一般保証, (県) 中小企業振興資金, (鹿児島市) 産業振興資金
設備投資をしたい	(県) 中小企業振興資金, (鹿児島市) 産業振興資金
小規模企業者向けの資金支援を受けたい	小口零細企業保証, (県) 小規模企業活力応援資金, (鹿児島市) 小規模企業支援資金, (鹿児島市) 特別小口資金
借入枠を確保しスピーディーに資金調達したい	当座貸越(貸付専用型)根保証, 事業者カードローン当座貸越根保証, 事業者カードローン700当座貸越根保証
金融機関と協会のサポートが付いた資金を調達したい	連携推進保証「れんけい」【金融機関連携型】
社債を発行し低利に資金調達したい	中小企業特定社債保証
売掛債権や棚卸資産を担保に資金調達したい	流動資産担保融資保証
人材育成,財務管理,設備投資などに取り組んで経営力の向上を図りたい	経営力向上関連保証, (県) 成長企業応援資金※1
経営者保証なしで資金調達したい	財務要件型無保証人保証
•新しい商品やサービスを開発・提供したい •独自の技術や特許を活かして事業展開したい •店舗や工場を新設して事業拡大したい •異業種に参入して多角化・事業転換したい	チェスト保証, 経営革新関連保証, (県) 新事業チャレンジ資金, (県) 成長企業応援資金※1, (鹿児島市) 新事業展開支援資金【事業転換・多角化・事業拡大】
自分のお店や会社をスタートさせたい	創業関連保証, (県) 創業支援資金, (鹿児島市) 創業支援資金
•BCP(事業継続計画)を作りたい •自然災害に対する事前対策(防災・減災等)に取り組みたい	BCPサポート保証「あんしん」, (県) 事業活動継続支援資金
耐震改修したい	BCPサポート保証「あんしん」, (県) 事業活動継続支援資金
円滑な事業承継を行うための資金が必要	事業承継特別保証, 事業承継サポート保証, 特定経営承継関連保証, (県) 事業承継対策資金
抜本的な事業再生を行うための資金が必要	経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証), (県) 事業再生支援資金
返済条件の緩和を行っている借入を一本化(借換)して金融取引を正常化したい	条件変更改善型借換保証, (県) 事業再生支援資金
•全国的に不況業種で資金繰りに困っている •災害の影響で売上・設備に支障がでている •取引先の倒産で経営に影響を受けている	経営安定関連保証(セーフティネット保証), 危機関連保証, 危機対応短期保証 (県) セーフティネット対応資金, (県) 緊急経営対策資金, (鹿児島市) 経営安定化資金【セーフティネット保証対応】, (鹿児島市) 経営安定化資金【危機関連保証対応】(令和3年6月末までに実行)
•新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに困っている •新型コロナウイルス感染症の影響から経営の再生を図りたい	伴走支援型特別保証, 事業再生計画実施関連保証(感染症対応型), 新型コロナ対策特別借換保証, 新型コロナ対策継続型サポート保証 (県) 新型コロナウイルス関連事業継続支援資金, (県) 事業再生支援資金(事業再生計画実施関連保証(感染症対応型))
海外への販路拡大を図りたい	海外投資関係保証, (県) 中小企業振興資金, (鹿児島市) 新事業展開支援資金【海外販路拡大】

※1 業種が指定されています。

新型コロナウイルス感染症に対応するための新たな協会保証制度

1 伴走支援型特別保証制度【全国統一制度】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営行動計画書を策定した中小企業者の資金繰りの円滑化を図ると共に、金融機関の継続的な伴走支援により、経営の安定や生産性の向上を図ります！

制度概要

- ▶ 保証対象：新型コロナウイルス感染症に係るSN4号, SN5号, 危機関連保証のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者
- ▶ 対象資金：経営の安定に必要な事業資金
- ▶ 保証限度額：4,000万円
- ▶ 保証期間：一括返済の場合 1年以内, 分割返済の場合 10年以内(据置期間5年以内)
- ▶ 貸付利率：金融機関所定
- ▶ 保証料率：0.2%(経保免除の場合も同様)
- ▶ 必要書類：SN4号, SN5号, 危機関連のいずれかの認定書及び経営行動計画書
- ▶ 取扱期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日までに保証協会が申込を受け付けたもの
※危機関連認定(コロナ関連に限る)については経済産業大臣が定めた期間内に融資実行されたもの

(※)金融機関は四半期に1回中小企業者のフォローアップを行い,5事業年度にわたり経営状況を保証協会に対し電子データで報告します

2 事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度【全国統一制度】

既存保証制度「事業再生計画実施関連保証制度」(改善サポート)に保証料補助や据置期間等の要件の緩和がされた「感染症対応型」(改善サポ感染)が登場しました！

制度概要

- ▶ 保証対象：要綱に定めるいずれかの計画に従って事業再生を行い,金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
- ▶ 対象資金：事業資金(ただし,事業再生の計画の実施に必要な資金)
- ▶ 保証限度額：2億8,000万円(ただし,特別小口保険に係る保証は2,000万円)
- ▶ 保証期間：一括返済の場合 1年以内, 分割返済の場合 10年以内(据置期間5年以内)
- ▶ 貸付利率：金融機関所定
- ▶ 保証料率：責任共有対象制度 0.20%(経保免除の場合も同様)
責任共有制度対象外0.20%(経保免除の場合も同様)
- ▶ 必要書類：要綱に定める事業再生計画
- ▶ 取扱期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日までに保証協会が申込を受け付けたもの

3 新型コロナ対策特別借換保証制度 [協会独自制度]

借換対象となる保証付き借入金を拡充し（コロナ関連保証制度等一部制度は除く）、既存保証制度融資の一本化により、返済額の軽減を図るなど、資金繰りの安定化を支援します！

制度概要

- ▶ 保証対象：保証申込時点で保証付きの既往借入金の残高があり、かつ適切な事業計画を有している中小企業者
- ▶ 保証限度額：2億8,000万円
- ▶ 保証期間：15年以内(据置期間3年以内)
- ▶ 貸付形式：証書貸付
- ▶ 貸付利率：金融機関所定
- ▶ 保証料率：協会が別に定めるリスク考慮型信用保証料率(税理士等連携型の場合は0.1%引き下げ)
- ▶ 取扱期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日までに保証協会が申込を受け付けたもの

4 新型コロナ対策継続型サポート保証制度 [協会独自制度]

既存保証制度「継続型短期サポート保証制度」の利用限度額や利用期間などを拡充し、中長期的な資金計画を支援します！

制度概要

- ▶ 保証対象：金融機関連携型：要領に定める要件を満たす中小企業者で、今後とも金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められるもの
税理士等連携型：上記の要件を満たし、税理士等が月次管理する中小企業者であって、今後とも金融機関が支援していきたい先で、償還能力があると認められるもの
- ▶ 対象資金：運転資金
- ▶ 保証限度額：500万円以上5,000万円以下(本制度の利用は1企業1口)
※従前の限度額は金融機関連携型2,000万円, 税理士等連携型3,000万円
- ▶ 保証期間：1年以内
- ▶ 貸付形式：証書貸付または手形貸付の一括返済方式
- ▶ 貸付利率：金融機関所定
- ▶ 保証料率：協会が別に定めるリスク考慮型信用保証料率(税理士等連携型の場合は0.1%引き下げ)
- ▶ 必要書類：税理士等連携型は、通常の申込書類に加え、税理士等の推薦書が必要。債務超過である場合は経営改善計画書の添付が必要
- ▶ 更新について：要件を満たす場合は、当初貸付から10年以内(従前は5年以内)まで継続新規による更新が可能

新設・拡充された県融資制度

県 「新型コロナウイルス関連事業継続支援資金」の開設

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者等が、金融機関の継続的伴走の支援を受けながら経営改善等に取り組む場合に利用できる資金として、国が新たに創設した「伴走支援型特別保証」に対応した制度です！ [★9ページに制度概要掲載](#)

- (1) セーフティネット保証4号, 5号(売上高の減少▲15%以上に限る), 危機関連の認定書が必要。
- (2) 据置期間は60月以内、信用保証料率年0.10% (※協会制度年0.20%)
- (3) 取扱期間は、令和4年3月31日までに保証機関が保証申込を受け付けたもの。

県 「事業再生資金」を拡充

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者等が、県中小企業再生支援協議会等の支援を受けて事業再生に向けた取組を支援するため、国が新たに創設した「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)」に対応し、要件が拡充されました！

[★9ページに制度概要掲載](#)

- (1) 要綱に定めるいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うもの
- (2) 据置期間は60月以内、信用保証料率年0.10% (※協会制度年0.20%)
- (3) 取扱期間は、令和4年3月31日までに保証機関が保証申込を受け付けたもの。

県 「事業承継対策資金」の信用保証料率の引き下げ

事業承継の取組促進のため、保証料率をさらに引き下げる措置が実施されました！

- 【現行】保証料率 年1.58%～年0.13%
【改正後】保証料率 年1.26%～年0.0%

県 「セーフティネット対応資金」の利便性向上

融資限度額を資金用途によって設定せず、自由に組み合わせができる融資条件へ！

- 【現行】融資限度額 運転資金2,000万円, 設備資金3,000万円
【改正後】融資限度額 運転資金, 設備資金あわせて5,000万円

主な協会制度保証①

主な協会制度保証を記載しています。

ほかにも様々な保証制度をご用意していますので、お気軽にご相談ください。

ご相談・お申込先…取扱金融機関

ご相談…鹿児島県信用保証協会 保証部 TEL099(223)0271・経営支援部 TEL099(223)0274

(令和3年6月1日現在)

区分	制度名	ご利用の目安	資金使途	限度額 ()内は組合	期間 (据置期間)
①多様な資金ニーズに	一般保証	長期、大口の事業資金が必要なときに	運転資金 設備資金	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転資金 15年以内 設備資金 20年以内
	連携推進保証「れんけい」	金融機関連携型	次の全ての要件を満たす中小企業者 ①協会との取引実績がある方 ②継続して2年以上事業を営み、確定申告書【※2】の写しを直近2期分提出できる方 ③与信取引が1年以上あり、申込時においてプロパー残高がある方 又は 本保証と同時にプロパー融資を行う方		運転資金 10年以内 設備資金 20年以内 運転設備資金 10年又は20年以内 (設備資金が2/3以内の場合 10年以内) (設備資金が2/3超の場合 20年以内) ※全て据置12月以内
		事業性評価型 ※2022年3月31日申込受付分まで。保証承諾総額35億円まで	「金融機関連携型」の要件を満たし、金融機関が作成したローカルベンチマークまたは金融機関所定の事業性評価にかかる資料を提出できる方		10年以内(12月以内)
	財務要件型 無保証人保証	一定の財務要件を満たす方が経営者保証無しで設備投資及び事業拡大を行いたいときに	運転資金 設備資金		分割返済の場合 7年以内 (12月以内) 一括返済の場合 2年以内
②スピードな資金調達に	Fast保証	一定基準の要件を具備する中小企業者が、簡易迅速に資金調達を行いたいときに	運転資金	5,000万円	7年以内(12月以内)
	Fast500保証			500万円	5年以内(6月以内)
	当座貸越(貸付専用型)根保保証	経営に必要な資金を反復継続的に必要とするときに		100万円以上 2億8,000万円	1年又は2年 【資格要件に該当される方は、更新できます】
	事業者カードローン当座貸越根保証	小口の事業資金を反復継続的に必要とするときに		100万円以上 2,000万円	
	事業者カードローン700当座貸越根保証			100万円以上 700万円【※3】	
③創業・小規模企業者の方に	小口零細企業保証	責任共有制度の導入に伴い、金融環境変化の影響を受けやすい小規模企業者のために		2,000万円 【既存の保証付融資残高との合計で2,000万円の範囲内】	運転資金 5年以内(6月以内) 設備資金 7年以内(6月以内)
	創業関連保証	産業競争力強化法に基づく創業者で創業にかかる資金が必要なときに	運転資金 設備資金	3,500万円 【創業関連保証、再挑戦支援保証の合計額2,000万円及び創業等関連保証1,500万円の合計額】	10年以内(12月以内)
	創業等関連保証	中小企業等経営強化法に基づく創業者で創業にかかる資金が必要なときに			
	再挑戦支援保証	産業競争力強化法に基づき事業に再チャレンジするときに			
④更なる発展を目指す方に	BCPサポート保証「あんしん」	BCP(事業継続計画)の策定・見直しまたはBCPに基づき災害等への対策を実施するときに			
	中小企業特定社債保証	中小企業者が自社の発行する社債(私募債)で資金調達を行いたいときに		4億5,000万円 【融資限度額5億6,000万円】	2年以上7年以内

返済方法	保証料率	保証料割引の適用 (各0.1%の割引)		融資利率	連帯保証人	担保	責任共有 (対象・対象外)	取扱金融機関
		有担保割引	会計参与設置等に対する割引【※1】					
分割又は一括返済	年0.45%~1.90%	有	有	金融機関所定の利率	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	必要に応じ徴求	対象	各金融機関
原則として分割返済								
分割又は一括返済	年0.45%~1.90%	有	有	金融機関所定の利率	不要	不要	対象	各金融機関
原則として分割返済								
分割又は一括返済	年0.45%~1.90%	有	有	金融機関所定の利率	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	必要に応じ徴求	対象	各金融機関
原則として分割返済								
約定返済 または 随時返済	年0.39%~1.62%	有	有	金融機関所定の利率	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	原則として不要	対象	当座貸越契約を締結している金融機関 事業者カードローン当座貸越契約を締結している金融機関
分割又は一括返済	年0.50%~2.20%	有	有	金融機関所定の利率	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	原則として不要	対象	各金融機関
分割又は一括返済	年1.00%	無	無	金融機関所定の利率	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	不要	対象外	各金融機関
分割又は一括返済	年0.35%~1.80% 【レジリエンス認証【※4】を受けている場合年0.25%~1.70%】	有	有	金融機関所定の利率	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	必要に応じ徴求	対象	各金融機関
満期一括償還 定時償還	年0.45%~1.90%	有	有	金融機関所定の利率	不要 (共同保証人のみ)	2億円超は、原則有担保	対象	各金融機関

※1 会計参与設置会社(一括支払契約保証を除く)又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方。
 ※2 個人事業者の場合は、青色確定申告で貸借対照表を作成するもの。
 ※3 500万円を超える場合は、直近決算において平均月商を350万円以上計上していることとする。

※4 「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」に基づく自助(事業継続)に積極的に取り組んでいる企業に対する認証

主な協会制度保証②

ご相談・お申込先…取扱金融機関

ご相談…鹿児島県信用保証協会 保証部 TEL099(223)0271・経営支援部 TEL099(223)0274

(令和3年6月1日現在)

区分	制度名	ご利用の目安	資金使途	限度額 ()内は組合	期間 (据置期間)
④ 更なる発展を目指す方に	流動資産担保融資保証	売掛債権及び棚卸資産を担保として資金調達を図るときに	運転資金 設備資金	2億円 【融資限度額2億5,000万円】	根保証 1年間【更新できます】 個別保証 1年以内
	経営革新関連保証	中小企業等経営強化法に基づく承認を受けた経営革新計画に従って経営革新のための事業に資金が必要なときに		8億8,000万円 (16億8,000万円) 普通保証 2億円(4億円) 無担保保証 8,000万円 無担保無保証人保証 2,000万円 新事業開拓保証 3億円(6億円) 海外投資関係保証 3億円(6億円)	原則として運転資金 5年以内(12月以内) 原則として設備資金 7年以内(12月以内)
	経営力向上関連保証	中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施するときに			
	海外投資関係保証	海外直接投資の事業に必要な資金調達を行いたいときに		2億円 (4億円)	10年以内(6月以内)
⑤ 経営を改善したい方に	経営改善サポート保証 (事業再生計画実施関連保証)	サポートミーティングによる検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画や、中小企業再生支援協議会の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行うときに	2億8,000万円 (4億8,000万円)	分割返済の場合 15年以内 (12月以内) 一括返済の場合 1年以内	
	条件変更改善型借換保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び金融機関への当該計画の進捗報告を行うことを前提に、返済条件の緩和を行っている保証付き既往借入金を借換るときに		15年以内 (12月以内。ただし新規の融資分を含む場合は、24月以内)	
⑥ 事業承継をお考えの方に	事業承継特別保証	事業承継時に経営者保証が理由で円滑な事業承継が進まない方に	2億8,000万円 (普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円 特別小口保証 2,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (12月以内)	
	特定経営承継関連保証	事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、承継円滑化法に基づく経済産業大臣の認定を受けた方に		運転資金 10年以内 (12月以内) 設備資金 15年以内 (12月以内)	
	事業承継サポート保証	事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約化するときに		15年以内(24月以内)	
⑦ 経済危機時に	経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	国のセーフティネット保証制度に対応(経営安定1号～8号の認定を受けた方に)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内(12月以内)	
	危機関連保証	突発的に生じた経済危機や災害等により、経営の安定に支障を生じている方が市町村長の認定を受けたときに		10年以内(24月以内)	
	危機対応短期保証	協会が認める災害等により、事業の継続や資金繰りに支障をきたしたときに	運転資金 【1事業者 1口まで】	一般型2億8,000万円 小口型 2,000万円	6か月以内
⑧ 新型コロナウイルス感染症対応	伴走支援型特別保証	資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関からの継続的なフォローアップを受けたい方に	経営の安定に必要な事業資金	4,000万円	分割弁済の場合10年以内 (60月以内) 一括弁済の場合1年以内
	事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	サポートミーティングによる検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画や、中小企業再生支援協議会の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画に従って事業再生を行うときに	事業資金	2億8,000万円 (4億8,000万円)	分割弁済の場合15年以内 (60月以内) 一括弁済の場合1年以内
	新型コロナ対策特別借換保証	既存保証付融資の一本化により資金繰りの安定を図りたい方に	運転資金	2億8,000万円	15年以内(36月以内)
	新型コロナ対策継続型サポート保証	金融機関連携型 資金繰りの円滑化を図りたい方に 税理士等連携型 税理士等が月次管理する中小企業者が、資金繰りの円滑化を図りたいときに	運転資金 (但し、原則として 既存保証付き融資の 借換資金は含まない) (1事業者1口まで)	500万円以上 5,000万円以下	1年以内 【資格要件に該当する方は10年を限度に更新できます】

返済方法	保証料率	保証料割引の適用 (各0.1%の割引)		融資利率	連帯保証人	担保	責任共有 (対象・対象外)	取扱金融機関
		有担保割引	会計参与設置等に対する割引【※1】					
根保証 約定返済又は 一括返済 個別保証 一括返済	年0.68%	無			不要 (法人代表者のみ)	流動資産を譲渡担保として 徴求(個別保証の場合、 売掛債権のみ)		
原則として 均等分割返済	年0.95% 【新事業開拓保険及び 海外投資関係保険に係る 保証は、年1.15%】	無	【新事業開拓保険及び 海外投資関係保険に係る 保証は有】		原則として法人代表者以外の 連帯保証人は不要 (無担保無保証人保証は不要)	8,000万円超は、 原則有担保	対象	
原則として 分割返済	年1.10%	有	有			要		
分割又は 一括返済	①責任共有対象の場合 年0.80% ②責任共有対象外の場合 年1.00%	無			原則として法人代表者以外の 連帯保証人は不要		①対象 ②対象外	
原則として 分割返済	年0.45%～1.90%	有					対象	
分割又は 一括返済	年0.45%～1.90% 経営者保証コーディネーター ※2の確認を受けた場合 年0.20%～1.15%	有	有 経営者保証コーディネーター による確認を受けた場合は 適用無		不要			
分割又は 一括返済	0.45%～1.90% (特別小口保険に係る保証は、 年0.65%)	有			原則として認定中小企業者以外の 連帯保証人は不要		対象 特別小口保険に係る保証は 対象外	各金融機関
分割返済	年1.15%						対象	
原則として 分割返済	1～4,6号 年0.87% 5,7,8号 年0.80%	無	有			必要に応じ徴求	1～4,6号 対象外 5,7,8号 対象	
原則として 均等分割返済	年0.80%						対象外	
一括返済 (但し、期限到来後一括返済できない場合は、 長期資金にて借換可能)	一般型 年0.45%～1.90% 小口型 0.50%～2.20%	有					一般型： 対象 小口型： 対象外	
分割又は 一括返済	年0.2%	無	無		原則として法人代表者以外の 連帯保証人は不要		ケースにより異なる	
分割返済	年0.45%～1.90%						対象	
一括返済	年0.35%～1.80%	有	有				対象	

※1 会計参与設置会社(一括支払契約保証を除く)又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方。

※2 経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者(事業承継ネットワーク事務局等)が雇用する専門家。

県中小企業融資制度

金融機関を通じて鹿児島県が行う融資制度で、鹿児島県信用保証協会が保証します。

ご相談・お申込先…各商工会議所・商工会、
取扱金融機関
 ※創業支援資金のお申込は、各商工会議所・商工会(組合は県中小企業団体中央会)に限ります。
 ※事業再生支援資金のお申込は、取扱金融機関に限ります。
 金融係 TEL099(286)2946
 保証部 TEL099(223)0271

(令和3年6月1日現在)

区分	資金名	ご利用の目安	資金使途	限度額	期間 (据置期間)	返済方法	
汎用資金	中小企業振興資金	通常の運転・設備資金	運転設備資金	5,000万円	7年以内 (12月以内)	毎月均等分割返済 ただし、融資期間1年以内の融資にあつては一括又は均等分割返済	
	小規模企業活力応援資金【※3】	小規模企業者に対する資金	設備資金	7,000万円	15年以内 (12月以内)		
経済活性化支援資金	創業支援資金【※3】	I 国が認定した市町村の特定創業支援等事業の支援を受けて、6月以内に新規に中小企業者として県内で事業を開始しようとするとき II 商工団体の推薦を受けて1月以内に個人で、又は、2月以内に会社を設立して新たに事業を開始しようとするとき ※国の創業関連保証制度に対応、※開業して5年未満のものを含む	運転資金	2,000万円	運転資金	5年以内(6月以内) 7年以内(6月以内)	
			設備資金		設備資金		10年以内(12月以内)
	新事業チャレンジ資金	I 独自の技術・特許等を生かして事業展開しようとするとき II 経営革新計画の承認を受け事業展開しようとするとき	運転資金	5,000万円	運転資金	7年以内(24月以内) 10年以内(36月以内)	
			設備資金		設備資金		10年以内(36月以内)
	成長企業応援資金	I 国の認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業を営むとき II 県の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づいて事業を営むとき III IoT、AI、ロボットなどを用いた先端技術を導入し、労働生産性、付加価値額又は売上高経常利益率の向上を図るとき IV 省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入でコスト削減を図るとき	運転資金	1億5,000万円	運転資金	7年以内(24月以内) 15年以内(36月以内)	
			設備資金		設備資金		15年以内(36月以内)
運転資金			3,000万円		運転資金		7年以内(24月以内) 10年以内(36月以内)
設備資金					設備資金		
事業承継対策資金	1年以上継続して営んでいる事業を承継する者であつて次のいずれかの要件に該当するとき I 事業を承継するとき(承継後5年以内を含む) II 中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けて事業承継を行うとき III 県事業承継・引継ぎ支援センターや認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業承継計画を策定し、事業承継を行うとき	運転資金	3,000万円	運転資金	7年以内(24月以内) 10年以内(36月以内)		
		設備資金		設備資金		10年以内(36月以内)	
事業活動継続支援資金	I 耐震改修(耐震診断・補強設計・建替えを含む)に取り組むとき II 国の認定を受けた事業継続力強化計画等に基づいて、自然災害等に対する事前対策に取り組むとき	運転資金	2億8,000万円	運転資金	15年以内(24月以内) 20年以内(36月以内)		
		設備資金		設備資金		7年以内(24月以内) 15年以内(36月以内)	
経営安定対策資金	緊急災害対策資金	災害により経営に影響を受けたとき I 激甚法、災害救助法又は被災者生活再建支援法の適用を受ける災害により被災したとき II 知事特認災害により被災したとき	運転設備資金	2,000万円	7年以内 (24月以内)		
			設備資金		10年以内 (36月以内)		
	緊急経営対策資金	取引先の倒産など、最近の経済変動により経営に影響を受けたとき	運転資金	2,000万円	7年以内(24月以内)		
			設備資金		3,000万円	10年以内(36月以内)	
	セーフティネット対応資金【※5】	中小企業信用保険法第2条第5項の特定中小企業者に該当するとき I 第1号~第4号・第6号(大型倒産、突発的災害等) II 第5号・第7号・第8号(不況業種、金融機関合理化等)	運転資金	5,000万円	7年以内(24月以内)		
設備資金	10年以内(36月以内)						
事業再生支援資金	I 中小企業再生支援協議会等の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画等に従って事業再生を行うとき ※国の経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)に対応 II (感染症対応型保証対応) 上記のうち新型コロナウイルス感染症の影響を受け、保証申込が令和4年3月31日までに済んだもの III 保証付借入金残高の全部又は一部について、返済条件の緩和を行っており、認定支援機関等の支援を受けつつ自ら事業計画を策定し、既往借入金の借換え(新たな事業資金の追加を含む)を行うとき ※国の条件変更改善型借換保証に対応	運転資金	5,000万円	15年以内 (1の場合12月以内、2の場合60月以内、3の場合12月以内) (ただし、新規融資分を含む場合は24月以内)			
		設備資金		15年以内 (1の場合12月以内、2の場合60月以内、3の場合12月以内) (ただし、新規融資分を含む場合は24月以内)			
		運転・設備資金		4,000万円	10年以内(60月以内)		
新型コロナウイルス関連事業継続支援資金	新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して、経営に大きな影響を受けているとき	運転・設備資金	4,000万円	10年以内(60月以内)	毎月均等分割(但し、融資期間1年以内の場合は一括償還可)		

※1 会計参与設置会社(一括支払契約保証を除く)または公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方
 ※2 国の認定を受けている者(えるほし認定、くるみん認定、ユースエール認定、もにす認定)、知事が特に認める者(かこしま「働き方改革」推進企業の登録を受けた者、鹿児島県女性活躍推進宣言企業に登録され、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を行った者)は、さらに保証料を0.1%引き下げます。
 ※3 NPO法人は利用できません。

保証料率	保証料割引の適用 (各0.1%の割引)		融資利率	連帯保証人	担保	責任共有 (対象・対象外)	取扱金融機関		
	有担保割引	会計参与設置等に対する割引【※1】							
年0.29%~1.59%【※2】	有		1年以内 年1.8% 1年超3年以内 年2.0% 3年超5年以内 年2.1% 5年超7年以内 年2.3%	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	必要に応じ徴求	対象	鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合 福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫の県内営業店		
年0.29%~1.74%			7年超10年以内 又は変動金利 10年超 又は変動金利					原則として不要	対象外
年0.39%~1.69%【※2】			7年以内(12月以内) 10年以内(12月以内)					必要に応じ徴求	対象
年0.68% (女性や青年(30歳未満)による創業の場合年0.36%)	無		1年以内 年1.7% 1年超3年以内 年1.9% 3年超5年以内 年2.0% 5年超7年以内 年2.2% 7年超10年以内 年2.3% 10年超 変動金利		不要	対象外			
年0.13%~1.58% (女性や青年(30歳未満)による創業の場合年0.~1.26%)	有				必要に応じ徴求	対象			
I 年0.00%~1.26% II 年0.31%【※2】	有 (IIを除く)				原則として不要	対象			
年0.79%【※2】	無					対象			
年0.64%【※2】	無					対象			
年0.13%~1.58%【※2】 (IIIのうち先端設備等導入関連保証の場合は年0.64%)	有 (IIIのうち先端設備等導入関連保証の場合は無)					対象			
年0.00%~1.26%【※2】						対象			
年0.00%	有					対象			
年0.63%	有					対象			
I 年0.00% II 年0.00%~年1.40%					必要に応じ徴求	対象【※4】			
年0.13%~1.58%						対象			
I 年0.65% II 年0.62%			1年以内 年1.6% 1年超3年以内 年1.8% 3年超5年以内 年1.9% 5年超7年以内 年2.1% 7年超10年以内 年2.2% 10年超 変動金利			I 対象外 II 対象			
I ①責任共有対象の場合 年0.48% ②責任共有対象外の場合 年0.68%	無					対象【※5】			
年0.10%						対象			
II 年0.13%~1.58%	有					対象			
年0.10%	無	無	1年以内 年1.4% 1年超3年以内 年1.6% 3年超5年以内 年1.7% 5年超10年以内 年1.9%			ケースにより異なる			

※4 激甚災害により被災したものに係る保証については、「対象外」、それ以外の保証については、「対象」となります。
 ※5 責任共有制度対象外の保証付き既往借入金を同額以内で借り換える場合又は求償権消滅保証を利用する場合は、責任共有制度対象外となります。

鹿児島市制度資金保証

金融機関を通じて鹿児島市が行う融資制度で、鹿児島県信用保証協会が保証します。
 鹿児島市に住所と事業所を有し、6月以上継続して事業を営んでいる個人・法人の中小企業者が利用できます。
 (ただし、創業支援資金は事業実績のない方や事業実績が6月未満の方が対象。街なかリノベーション推進資金は事業実績を問いません。)

ご相談・お申込先…取扱金融機関
 鹿児島市 産業支援課 金融係 TEL099(216)1324
 鹿児島県信用保証協会 保証部 TEL099(223)0271
 経営支援部 TEL099(223)0274

(令和3年6月1日現在)

資金名		ご利用の目安	資金使途	限度額	期間 (据置期間)	返済方法
産業振興資金		事業の振興や経営の改善を図るために資金が必要な方		3,000万円	運転資金 7年以内 (12月以内) 設備資金 10年以内 (12月以内)	元金均等による 月賦償還 【※2】
小規模企業支援資金		中小企業信用保険法第2条第3項第1号～6号に規定する小規模企業者		2,000万円 (ただし、既存の保証付融資残高との合計で、2,000万円の範囲内)		
特別小口資金		次の①～③の全てに該当する方 ①同一事業を1年以上経営している小規模企業者 ②市県民税の所得割が課されている方 ③申込時、保証協会の保証残高のない方 (完済を条件に申し込むことができます)		2,000万円	7年以内 (12月以内)	
創業支援資金 【※5】	創業関連保証対応	次のいずれかに該当する方 ①本市の特定創業支援等事業(創業スキル養成講座等)を受けて6月以内に事業開始しようとする方 ②1月以内に新たに個人で事業を開始、又は、2月以内に新たに会社を設立しようとする方 ③事業を開始した個人、又は、会社を設立した個人で6月を経過していない者		2,000万円 (うち運転資金は1,400万円以内)	運転資金 7年以内 (12月以内) 設備資金 10年以内 (12月以内)	
	一般保証対応	創業関連保証の要件に該当せず、次のいずれかに該当する方 ①市内で新たに事業を開始する方(事業実績のない方や事業実績が6月未満の方) ②市内での事業経験がなく、市外で新規に事業開始してから5年未満で、かつ、全事業所を市内に移転しようとする方(移転後6月未満の方を含む)				
新事業展開支援資金	事業転換・多角化・事業拡大	同一事業を1年以上営み、次の①～⑤のいずれかに該当する方 ①事業転換や多角化を行う方 ②市内において新規雇用を伴う事業拡大(店舗、事務所、工場の新設)を行う方 ただし、移転や増設は対象となりません	事業転換・多角化 1,200万円	3,000万円	運転資金 7年以内 (12月以内) 設備資金 10年以内 (18月以内)	元金均等による 月賦償還
	海外販路拡大	③海外への販路拡大に取り組む方(輸入に関するものは除く)	事業拡大・海外販路拡大・新産業創出研究会・新特産品コンクール			
	新産業創出研究会	④鹿児島市新産業創出研究会が実施する「新産業創出研究会部会」に参加する方				
	新特産品コンクール	⑤「かごしまの新特産品コンクール」の入賞者(入賞年度を含め5年度以内の方が対象)				
街なかリノベーション推進資金		市内の空き店舗等を活用して事業を行う市主催の街なかリノベーション実践セミナー(令和2年度以降開催分に限る。)及びリノベーションスクール修了者(セミナー等修了年度を含め5年度以内の方・事業実績のない方も利用可)		1,000万円		
環境配慮促進資金		次の①～④のいずれかに該当する方 ①ISO14001、エコアクション21、KES、グリーンオフィスかごしま(市環境管理事務所)のいずれかの認証を取得している方 ②ISO14001の認証取得に資金が必要な方 ③次世代自動車(ハイブリッド、電気、天然ガス、プラグインハイブリッド、燃料電池、クリーンディーゼル自動車)を購入する方 ④新エネルギー設備や公害防止施設の設置等に資金が必要な方		3,000万円	運転資金 7年以内 (12月以内) 設備資金 10年以内 (12月以内)	
経営安定化資金 【※8】	危機関連保証対応	中小企業信用保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者(国の危機関連保証制度に対応)		3,000万円	運転資金 7年以内 (24月以内) 設備資金 10年以内 (24月以内)	
	セーフティネット保証対応	中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号に規定する特定中小企業者(国のセーフティネット保証制度に対応)		3,000万円		
	経済環境変化等	経済環境の変化や税島降灰の影響等により一時的に売上等が減少しているなど、特に市長が認める方		3,000万円		
	災害対策資金	火災や自然災害等の被害を受け、その対策に資金が必要な方 ※原則として、り災証明等を受けた方		1,500万円	運転資金 7年以内 (24月以内) 設備資金 10年以内 (36月以内)	

保証料率	保証料割引の適用 (各0.1%の割引)		保証料補助	融資利率	連帯保証人	担保	責任共有 (対象・対象外)	取扱金融機関
	有担保割引	会計参与設置等に対する割引【※1】						
年0.45%～1.90%	有		1/2 (2/3) 【※3】	1年以内 年1.80% 1年超3年以内 年2.00% 3年超5年以内 年2.10% 5年超7年以内 年2.30% 7年超 年2.40%	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	必要に応じ徴求	対象	鹿児島銀行 南日本銀行 鹿児島信用金庫 鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合 福岡銀行 西日本シティ銀行 肥後銀行 熊本銀行 宮崎銀行 宮崎太陽銀行 奄美大島信用金庫 鹿児島県医師信用組合 商工組合中央金庫
年0.50%～2.20%			3/5	1年以内 年1.70% 1年超3年以内 年1.90% 3年超5年以内 年2.00% 5年超 年2.20%	不要	原則として不要	対象外	
年0.65% (年0.60%) 【※4】					不要	不要	対象外 【※4】	
年1.00%	無		2/3 (3/4) (4/5) 【※6】			不要	対象外	
年0.45%～1.90%	有	有	2/3 (3/4) 【※7】	1年以内 年1.70% 1年超3年以内 年1.90% 3年超5年以内 年2.00% 5年超7年以内 年2.20% 7年超 年2.30%		必要に応じ徴求	対象	
年0.80%			2/3 【※8】	1年以内 年1.40% 1年超3年以内 年1.60% 3年超5年以内 年1.70% 5年超7年以内 年1.90% 7年超 年2.00%		必要に応じ徴求	対象外	
1～4.6号 年0.87% 5.7.8号 年0.80%			4/5 全額 【※8】				1～4.6号 対象外 5.7.8号 対象	
年0.45%～1.90%	有		4/5	1年以内 年1.60% 1年超3年以内 年1.80% 3年超5年以内 年1.90% 5年超7年以内 年2.10% 7年超 年2.20%			対象	
			全額					

※1 会計参与設置会社または公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方。
 ※2 融資期間が1年以内の場合、一括または均等分割償還を選択できます。
 ※3 設備資金として利用する場合、保証料補助は2/3になります。運転・設備資金両方を利用する場合は、設備資金が全体の2/3を超える場合に適用されます。また、保証料率が年1.25%以上の場合は年0.6% (設備資金として利用する場合は年0.8%) で算出した保証料相当額を補助します。
 ※4 NPO法人が利用する場合は、責任共有対象となり、保証料は年0.6%。

※5 創業支援資金を利用した方を対象に、当初12か月以内の支払利子相当額を補助します。(上限30万円)
 ※6 市が定めるセミナー等(創業スキル養成講座や創業塾、市SOHOインキュベーションマネージャーによる個別支援、街なかリノベーション実践セミナー等をいう。以下同じ。)の修了者、または女性、若者(30歳未満)、シニア(55歳以上)が利用する場合、保証料補助は3/4になります。なお、セミナー等の修了者が女性、若者、シニアの場合、保証料補助は4/5になります。
 ※7 市が定めるセミナー等の修了者が利用する場合、保証料補助は3/4になります。
 ※8 新型コロナウイルス感染症により危機関連保証を利用する場合、保証料全額補助。令和3年6月30日までに保証受付かつ融資実行が必要です。

鹿児島県信用保証協会の経営支援メニュー

経営改善・事業再生支援

新型コロナの影響などにより引き続き厳しい環境における中小企業者等に対し、生産性向上による経営改善から抜本的な事業再生まで後押しします

当協会の経営・承継支援課が、企業訪問・面談等により、金融機関との十分な連携・協力のもとサポートミーティング^(※)等の実施や国の補助事業等を活用した外部専門家（中小企業診断士等）の派遣等を行い、生産性向上による経営改善や事業再生への取組みを支援します。

経営についてお悩みの方は、どうぞお早めにご相談ください。

※サポートミーティング

「返済方法の変更を考えているが、取引金融機関が複数あるため思うように相談ができない」「経営改善計画を策定したので取引金融機関に説明し経営支援を受けたい」などのご要望をお持ちの中小企業者の方に対し、取引金融機関等が一堂に会して必要な支援策等について意見交換を行います。

●お悩みに合わせた支援をご提案します●

経営診断・アドバイス

サポートミーティング

経営改善計画策定支援

外部専門家派遣

国・中小企業支援機関の
支援事業活用

事業承継支援

承継の準備段階から承継後まで切れ目ない支援を行います

円滑な事業承継を支援するため、経営・承継支援課が承継前から承継後まで一貫してサポートします。

事業承継を検討している中小企業者等については、事業承継についてのアドバイス、事業承継者向けの保証制度のご案内、及び外部専門家（税理士・中小企業診断士等）の派遣による事業承継計画策定支援等を行います。

また、経営者自らが廃業を望む場合についても円滑な撤退を支援します。

●お悩みに合わせた支援をご提案します●

事業承継へのアドバイス

事業承継計画策定支援

外部専門家派遣

廃業支援

お問い合わせ 経営支援部 経営・承継支援課 TEL：099-223-0274

当協会へのご相談・サポートのご利用は **無料** です。お気軽にご相談ください。
(保証利用時にお支払いいただく信用保証料以外の手数料等は一切いただいておりません)

創業支援

創業のお悩み解決を一緒に目指します

創業にチャレンジする方や創業したばかりの方を支援するため、当協会の創業支援課が創業計画へのアドバイスや創業フォローアップ訪問を無料で行っていきます。

また、創業後の方を対象に外部専門家（中小企業診断士・税理士等）を無料で派遣し、経営診断の実施や経営課題の解決を図ります。

創業支援課のメンバーが丁寧にご対応いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

創業計画へのアドバイス

創業後フォローアップ訪問

外部専門家派遣

お問い合わせ 経営支援部 創業支援課 TEL：099-223-0274

特別相談窓口等のご案内

災害や取引先の倒産など、外部的な要因で経営の安定に支障をきたしている中小企業者の方のために、特別相談窓口等を設置しご相談をお受けしています。全ての特別相談窓口等については、当協会ホームページをご覧ください。

相談窓口（一部抜粋）

事業承継特別保証相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関する
経営相談窓口

お問い合わせ 保証部 TEL：099-223-0271 経営支援部 TEL：099-223-0274

金融機関紹介窓口・専用ダイヤルのご案内

金融機関が中小企業者に対し十分な融資を行えない場合、当協会が中小企業者へ他の金融機関を紹介します。

▶紹介に当たっては、メイン銀行その他取引金融機関の支援方針の把握に可能な限り努め、金融秩序の乱れを招くことのないよう、資金の必要性について十分な把握を行います。

▶紹介を行う中小企業者に対しては、紹介した金融機関における融資が確約されるものではなく、金融機関における審査がある旨を説明します。

金融機関紹介専用ダイヤル TEL：099-223-7755

事務所ご案内

現住所 〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号(鹿児島県産業会館内)

新住所 〒892-0846 鹿児島市加治屋町14番3号(令和3年7月26日以降)

▶ 保証部

TEL 099-223-0271
FAX 099-222-1093

▶ 経営支援部

TEL 099-223-0274
FAX 099-222-1093

▶ 管理部

TEL 099-223-0272
FAX 099-223-0318

▶ 総務部

TEL 099-223-0273
FAX 099-223-6399

▶ ホームページアドレス

<https://www.kagoshima-cgc.or.jp>

▶ 苦情相談窓口

TEL 099-223-0530

令和3年7月、新事務所が完成、移転いたします!



▶ 令和3年8月から休日・夜間相談窓口を設置します。

・休日経営相談/毎月第2日曜日 ・夜間経営相談/毎月第2火曜日

※事前予約制となっておりますので、予めお電話ください。TEL 099-223-0274

個人情報保護宣言

鹿児島県信用保証協会は、個人情報の重要性を認識し、当協会の個人情報保護宣言に基づいて個人情報保護に努めます。



Kagoshima Colors

かごんまの色



鹿児島ユナイテッドFC
KAGOSHIMA UNITED FC

鹿児島県信用保証協会 は、「鹿児島ユナイテッドFC」を応援しています。

「令和3年度版 信用保証制度・経営支援のご案内(本冊子)」は「かごんまの色」を使用して製作いたしました。